

第七十六回
帝國議會
貴族院

昭和十二年法律第八十四號中改正法律案特別委員會議事速記録第八號

昭和十六年二月二十八日(金曜日)午前十一時三十分開會

○委員長(伯爵後藤「藏」) ソレデハ昨日ニ引續キマシテ只今カラ會議ヲ開キマス、大藏男爵ニチョット申上ゲマスガ、陸軍大臣ハ午前、午後共ドウシテモ御都合ガ附カナイサウデゴザイマス

○男爵大藏公望者 已ムヲ得マセス

○濫澤金藏者 昭和十五年法律第六十九號中改正法律案ノ所デチョット御尋ネシタイ

ノデアリマスガ、是ハ支那事變ニ關シテ功勞アル者ニ對シテ賜ハル一時賜金ヲ公債トシテ御發行ニナル法律案ト思ヒマスガ、是ハ何時迄ノ分ガ之ニ計上サレテアリマスルカ、支那事變ハマダノ何時終了スルカ分リマセスノデ、是カラマダ發行スルモノト思ヒマスルガ、何時迄ノ分デゴザイマスカ、御差支ナケレバ御答辯願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(廣瀬豐作) 只今御審議ヲ願ッテ居リマス分ハ、昭和十五年度及比同十六年度中ニ一時賜金賜與ノ發令ノアル者ニ對シテ交付スル分ヲ計算致シマシテ、公債ノ發行限度ヲ決メマシタ譯デアリマス、併シ一時賜金ノ賜與ハ十五年度以後四箇年度ニ互ッテアルベキ筈デアリマシテ、從ヒマシテ尙十七年度及比十八年度分ハ今後議會ニ於テ御協賛ヲ願フコトニナラウト思ヒマス、只今出テ居リマス分ハ十五年度、十六年度ノ二箇年度分ト御了承願ヒマス

○濫澤金藏者 サウシマスルト、十六年度分ハ是カラノ豫定デアリマスルカ、或ハ今迄發令サレテ居ル十六年度ニ支給サレルモノノ額、デゴザイマスルカ

○政府委員(廣瀬豐作) 大體今迄ニ發令サレマシタ分ハ比較的少イノデゴザイマスルガ、今回増額ニナリマシタ分ハ大體是カラ發令アルベキ豫定ノ分デゴザイマス、

○濫澤金藏者 大體是デ私ノ質問ハ終ルコトニ致シマス

○子爵濱岡長吉者 今ノニ關聯シテチョット伺ヒタイノデアリマスガ、一時賜金ノ處置ガ大變遷レテ居ルト云フ噂ガアリマスガ、果シテサウデゴザイマセウカ、若シサウデアルトスルト、將來ドウ云フ風ニ處置サレルノデアルカ、チョット伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(廣瀬豐作) 今迄遲レマシタノハ、軍ノ當局ニ於キマシテ、賞賜ヲ行ヒマスノニ非常ニ嚴選ヲ致シテ居リマスル爲ニ、ソレデ當初ノ豫定カラ申シマスルト多少遲延ヲ致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、併シ既ニモウ發令済ミノモノモ相當アリマス、目下大藏省ノ國債課ニ於キマシテ交付公債發行ノ手續ヲ致シテ居ルモノモアリマシテ、昨今ハ毎日ノヤウニ軍ノ方カラ公債發行手續ノ要求ガゴザイマス、今後ニ於キマシテハ段々ト交付ノ手續ガ進行スルモノト存ジテ居ル次第デアリマス

○委員長(伯爵後藤「藏」) 他ニ御質疑ハゴザイマセスデセウカ

○有賀光豐者 チョットシタコトデ……折角賜金ヲ下サルノデアリマスガ、其ノ遺族ナドガ其ノ戴イタ賜金ヲ丁寧ニ所有ラシテ

居ルヤウナ狀態デアリマスガ、兎角色々ノ人ガ其ノ賜金ノ運用ニ付キマシテ、色々ノ親切、或ハ奸策ヲ以テ其ノ賜金ノ運用ヲ誘導シテ行クト云フヤウナ例ガ從來多々アルコトデアリマス、今回ノ事變ニ付キマシテ賜金ヲ下サルト云フコトニ付キマシテハ、其ノ賜金ヲ遺族ガ確カニ之ヲ保有ラシテ行クト云フコトハ政府御當局ニ於テ最モ關心サルベキコトドラウト思フノデアリマスガ、ソレ等ノ狀況ト、ソレカラ政府ニ於キマシテ、其ノ點ニ付キマシテ何カ御配慮ニナッテ居ル方法、方策等ガアリマスノデアリマスカ、其ノ事情ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(廣瀬豐作) 只今御質問ノ點デゴザイマスルガ、此ノ交付公債發行ノ際ニ於キマシテ、政府ニ於テモ其ノ點ニ付テハ相當考慮ヲ拂ヒマシタ次第デアリマスガ、御承知ノ通り此ノ交付公債ハ讓渡禁止ト云フコトニナッテ居リマシテ、成ルベク遺族ノ者ヲシテ長ク其ノ公債ヲ保持セシメル、斯ウ云フコトノ建前ニナッテ居ル次第デアリマス、唯絕對讓渡禁止ト云フコトニナリマスルト不融通物ト相成リマスノデ、必要ナ場合ニ於キマシテハ、關係方面ノ證明ガアリマスレバ、預金部ニ於テ之ヲ買上ダルト云フコトニ致シテゴザイマスノデ、大體ニ於テ必要ナ場合ニハ現金化スルコトガ出來ルヤウニ致シテ居ルヤウナ次第デアリマス

○下條康彦者 昭和十五年法律第六十九號、一時資金ノコトニ付テチョット、陸軍

ノ専門家ノ方ガ見エテ居リマスカラ、大體軍人軍屬賞賜ニ對スル論功行賞ノ大體ノ計畫デモ承レバ大變結構ダト思ヒマス

○委員長(伯爵後藤「藏」) 説明員トシテ倉本大佐カラノ御説明デ宜シウゴザイマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○説明員(倉本敬次郎) 私カラ御説明申上ゲマス、私ハ陸軍ノ功績調査部ニ勤メテ居リマス倉本大佐デゴザイマス、支那事變ノ行賞ハ、昭和十五年ノ四月二十八日ヲ以テマシテ、全部一率ニ一應功績ヲ打切ツテ、サウシテ功績調査ヲスルコトニナッテ居ルノデアリマス、之ヲ大體私等ノ方デハ第一次功績ト稱ヘテ居ルノデアリマシテ、事變ハ中途デアリマスガ、其ノ時期ヲ以テ一應打切ラレタノデアリマス、四月二十八日ヲ以テ打切リマシテ、其ノ一般ノ論功行賞ハ十五年ノ四月二十九日、所謂天長節ヲ以テ發令ニナルノデアリマス、今後調査ハズツト進ムノデアリマスガ、總テ其ノ發令ハ十五年四月二十九日附ヲ以テ發令ニナルノデアリマス、軍人軍屬ノ問ハズ、總テノ恩賞ニ與ル方ガ其ノ日附ヲ以テ恩賞ニナルノデアリマシテ、功績調査事務ハ今後相當遅レノデアリマスガ、發令ハ總テソコヘ廻ルノデゴザイマス、現在ノ此ノ豫算モ、サウ云フ譯デアリマスノデ、昭和十五年ノ四月二十八日迄ニ關與セラレタ方ニ對スル分ノ豫算デゴザイマス、其ノ豫算ヲ四年度ニ分ケテ居ルノデアリマシテ、十五年度ト十六年

度が今計上セラレテ居ル譯デアリマス、十五年度ノ分ハ昨年ノ分デアリマシテ、是ハ戰病死セラレタ方、並ニ戰地ニ行キマシテ歸リマシタ軍人ニ對スル分デアッタノデアリマス、更ニ十六年度分トシテ要求セラレテアリマスモノハ、是ハ支那ニ出動致シマシタ軍人軍屬ニ對スル分デゴザイマス、此ノ調査ハ、先程モ大藏省ノ政府委員ノ方カラ御話ガアリマシタヤウニ、四月二十九日デ發令ニナリマス關係上、總テノ人ノ功績調査ハ、四月二十九日附ヲ以テ書類ヲ整備セラレテカラ、出テ來ルノデアリマス、從テ陸軍ノ方ノ功績書類モ、第一線ノ出動部隊總テ四月二十九日ヲ以テ締切リマシテ、其ノ日附ヲ以テ部隊長ハ書類ヲ整理シテ上申ヲシテ來ルノデアリマス、從ヒマシテ書類ガ陸軍大臣ノ所迄到達致シマスノハ、四月二十九日附ノ書類ガ丁度昨年ノ末出揃ッタノデアリマス、之ニ基キマシテ調査ヲシテ居ルノデアリマシテ、其ノ調査事務ハ順調ニ進捗シテ居ルノデアリマスガ、何分今回ノ行賞ハ未會有ノ大行賞デアリマスノデ、之ヲ如何ナル程度ニスルカト云フコトハ、相當慎重ナル調査研究ヲ遂ゲマセスト、其ノ根本ニナリマス、基礎ガ出來上ラナイノデアリマス、ソレデ昨年ノ末カラ現在迄ニ互ツテ、其ノ基礎トナルベキ行賞ノ程度ト云フモノニ付テ、仔細ナ檢討ヲ遂ゲテ居ルノデアリマシテ、是ガ出來上リマスト云フト、總テ調査ハ順調ニ進ンデ居リマスノデ、其ノ基礎ニ基イテ一齊ニ調査ガ進捗シテ來ルト云フコトニナル豫定デアリマス、從ヒマシテ、今年度ニ於キマシテハ、十五年度成立致シマシタ豫算ト、此ノ度増額ニナリマス豫算トハ、十六年度中ニ殆ド

全部交付セラレル狀況ニナルト考ヘテ居リマス、今迄發令ニナリマシタモノハ、生存者ハ一名モナイノデアリマシテ、總テ死歿者バカリデアリマス、サウシテ金鵒勳章ヲ賜ハリマシタ者ハ、各年金ヲ賜ハッテ居リマスカラ、一時資金ノ方ハ行ツテ居リマセス、金鵒勳章ヲ賜ハラナカッタ死歿者ガ相當アリマスノデ、其ノ關係ハ全部發令ヲ終ツテ居リマス、中ニ四月二十九日迄ニ亡クナリマシタ方デ、色々ナ關係デ上申書類ガ到達致シマセス關係上、マダ發令ニナツテ居ラナイ者ガ少數アルカト思ヒマスガ、殆ド大部分ノ者ハ發令ヲ終ツテ居ルノデアリマシテ、其ノ方々ニ對スル交付公債ガ、先程大藏省ノ政府委員ノ方カラ御話ニナリマシタヤウニ、近ク交付ニナル筈デアリマス、ソレデアリマスノデ、生存者ノ行賞發表ト云フモノハ今後デアリマシテ、其ノ發令モ「トップ」ガ出來マスレバ續イテ大量ナモノガズツト發令ニナル、而モ戰地關係ノ者カラ逐次發令ニナルト云フ豫定デアリマス、ソレダケ申上ゲテ置キマス

○下條廣磨君 大變詳細ニ御答ヘ戴キマシテ、ハッキリ致シマシタ、私ハ此ノ機會ニ陸軍御當局ニ御願ヒシテ置キタイと思ヒマスノハ、御承知ノ通り非常ナ多數ナ行賞デアリマシテ、手間ガ掛カルコトハ萬々承知致シテ居リマスルガ、併シナガラ矢張り行賞ト云フモノハ、成ルベク速カニ其ノ恩典ニ與ラシメタイと思ハレルノデアリマシテ、數カラ言ヒマシテモ多クアリ、又一方ニ於キマシテ今度ノ功績ハ、其ノ内容ガ色々ノ點カラ見マシテ極メテ複雑デアリマシテ、御調査ノ上ニ於テ定メテ御苦勞ノ點ガ今迄ヨリモ遙カニ大キイコトデアラウト存ジマスルガ、出來ルダケ速カニ其ノ行賞ノ恩典ガ行渡ルヤウニ、切ニ御願ヒシタイと思ヒマス、此ノ點ヲ質問ノ序ニ御願ヒ致シテ置キマス

○委員長(伯爵後藤一藏君) 他ニ御質疑ハゴザイマセヌデセウカ……野村子爵、質問ヲ保留シテ置クト云フ御話ダッタノデスガ、宜シウゴザイマス

○子爵野村益三君 宜シウゴザイマス

○委員長(伯爵後藤一藏君) 私チョット次官ニ伺ヒタイノデスガ、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案、之ニ依ツテノ公債ノ發行サレルノハ百九十億四千九百萬圓デスガ、此ノ中デ實際支那事變ノ經費ト云フモノノ合計、是ハ幾ラニナルノデスカ

○政府委員(廣瀬豐作君) 只今御尋ノ點ハ、支那事變ノ經費ガ皆デ幾ラニナツカト云フ御尋ト思ヒマス、先ヅソレニ付キマシテハ、一番直接ナ支那事變ニ關スル經費ハ、申ス迄モナク臨時軍事費デアリマス、併シナガラ一般會計ノ陸海軍省ノ所管經費ノ中ニモ全然支那事變ニ關係ノナイ經費バカリデハアリマセヌノデ、矢張り廣イ意味ニ於テハ支那事變ニ關係ノアル經費モ相當アル譯デアリマスガ、ソレ等ノ經費ヲ拔出シテ計算ヲ致スコトハ非常ニ困難デアリマスガ、只今手許ニアリマスル數字ハ、臨時軍事費ノ豫算ノ現額ニ付テ、既ニ成立致シマシタモノ即チ今議會ニ於テ成立致シマシタ分ヲモ合セマシテ申上ゲマスルト、全體ノ合計ガ二百二十三億三千五百七十七萬七千六百五十一圓ト云フコトニ相成ル次第デアリマス

○委員長(伯爵後藤一藏君) ソレカラモウ一ツ伺ヒタイノデスガ、一般會計ノ歲出ノ財源ニ充ツル爲公債ヲ發行サレタ金額デスネ、累計、是ガ幾ラニナリマスカ

○政府委員(廣瀬豐作君) 本年ノ一月十五日現在ニ付テ申上ゲマス、所謂歲入補填公債ハ、昭和七年度以後昭和十五年度迄ノ累計ガ、發行豫定額ニ於キマシテハ七十四億八千四百十六萬一千四百一十一圓デゴザイマス、之ニ對シマシテ實際上發行ヲ致サナカッタ、即チ當該年度ニ於テ不要トシテ打ちリマシタモノ等ガゴザイマシテ、一月十五日迄ノ間ニ實際發行濟ノモノ、發行致シマシタ額ハ五十二億七千三百一十一萬三千九百圓デゴザイマス

○子爵野村益三君 チョット今ノ發行豫定額ヲモウ一遍仰シヤツテ下サイ

○政府委員(廣瀬豐作君) 發行豫定額總額デ宜シウゴザイマス

○子爵野村益三君 宜シウゴザイマス

○政府委員(廣瀬豐作君) 發行豫定額ハ、本年ノ一月十五日ノ現在ニ於キマシテ七十億八千四百十六萬一千四百一十一圓デゴザイマス

○男爵大藏公望君 今日大臣ガ御見エニナリマシタノデ、甚ダ素人臭イコトヲ伺フノデスガ、一體此ノ發行力ト云フモノハ年々増加スル傾向ニアルノデセウカ、大體年々同ジヤウナ程度ニ止ツテ居ルモノナンドセウカ、先ヅソレヲ伺ヒマシテ、次ニ發行餘力ノ問題ヲ伺ヒタイ、謂ハバ日本ノ財界ガ相當發展スルニ伴ツテ、日本ノ公債發行力ト云フモノガ年々増加シ得ル傾向ニ在ルカドウカト云フコトヲ先ヅ伺ヒタイ

○國務大臣(河田烈君) 今ノ狀況デ申シマス、簡單ニ結論ヲ申セバ、御説ノ通り消化力ト謂ヒマス、發行シ得ル額ト申シマス、ドツチノ方カラ言ッテモ宜イノデアリ

マスガ、年々増加スルモノト見テ居リマス
○男爵大藏公望者 大藏省ノ方デモ消化力
ヲ睨ンデ、大體ニ此ノ豫算ヲ御決メニナル、
併シナガラソレガ其ノ年ニ於ケル最高ノ
發行シ得ル力デナイト云フ風ニ思ハレルノ
デアリマス、殊ニ先般衆議院ノ決議ニ依リ
マシテ、農産物ノ増産ニ關スル經費ヲ確カ
三千萬カ御計上ニナリマシタ、矢張り必要
ガアレバ、或程度迄ハ幾ラデモ御發行ニナリ
得ルノダト云フコトノ感ジヲ我々ニ與ヘタ
譯デアリマスガ、斯ウ云フ觀點カラ見マス
ルト、實ハ是ハ豫算總會デアリマセヌノ
デ、別段質疑致ス譯デアリマセヌガ、私
共今回ノ豫算ノ中ニ、三ツ是非國家ガシナ
ケレバナラス、大イニ力ヲ入レナケレバ
ラヌト云フ分ガ拔ケテ居ルノデヤナйкаト
云フ氣ガ致シマス、其ノ第一ガ先般政府デ
御發表ニナリマシタ人口政策ニ對スル經費
ノ計上ガ非常ニ少イ、第二ガ科學ノ振興
ニ關スル經費ガ非常ニ少イ、第三ガ青少年
ノ訓育ト云フコトニ關スル經費ガ、私共ノ
考ヘテ居リマスルヨリハ遙カニ少イ、日本
ノ國家ノ將來ヲ考ヘテ、此ノ三ツガ最モ重
大ナ問題デ、之ニハ政府モ餘程力ヲ御入レ
ニナラナケレバナラスデヤナйкаト思フノ
ニ、何故ニ力ヲ御入レニナラナカッタノカ
ト云フコトヲ考ヘマスルト、緊急ノ費用ガ
嵩ンデ居ルノデ、公債發行ガ其處迄力ガナ
イノダ、斯ウ云フ風ニ解釋セザルヲ得ナイ
ノデアリマス、マサカ政府ト雖モ是等ノ費
用ガ要ラナイモノダトハ御考ニナラナイ
デ、必ズ要ルモノト御考ニナリマセウガ、
公債發行ノ限度ニ於テソレ迄手ガ廻ラナイ
ト云フ風ニ御考ヘニナッタデヤナйкаト
斯ウ考ヘマス、來年度ノ緊急ノ費用ト云フ

モノハドノ位ニナルカ、私共全ク見當ガ附
カナイノデアリマス、又政府モ無論今日ニ
於テハ御附キニナラヌト思フノデアリマス
ガ、年々公債發行ノ餘力、或ハ消化力ト申
シマセウカ、ソレガ殖エルナラバ、當然此
ノ三點ニ付テハ政府ガ非常ナ御力入レ
ヲ爲スベキデハナイカ、目先ノ問題ヨリハ
矢張り二十年、三十年、五十年ノ先ノ問題
ヲ考ヘテ見テ、此ノ問題ニ關スル經費ガ多
額ニ現レベキデハナイカト云フコトヲ考ヘ
ルノデアリマス、ソレハ一ニ今迄總テ赤字
公債デアリマスノデ、公債ニ依ッテヤルト
云フコトデアリマスガ、併シナガラ相當公
債ニ關スル苦シミニハ耐ヘテモ其ノ事ハシ
ナケレバナラス、無理ヲシテモシナケレバ
ラヌ問題ト思ヒマスルノデ、今後適當ノ
場合ニ斯カル種類ノ經費ガ一層豫算ニ於テ
計上サレテ行クベキ筋合ノモノト考ヘマス
ノデ、今後一般ノ公債消化力ハ増スノカト
云フコトヲ伺ッタノデアリマス、ドノ程度
デ増スカト云フコトハ、恐ラク昭和十七年
度ノ豫算ヲ御組ミニナル當時ノ情勢ヲ考ヘ
テ御決メニナルト思ヒマスルガ、併シナガ
ラ年々大體ニ増スト考ヘラレル額ノ範圍内
ニ於テ、將來是等ノ一ツノ大キナ國策ガ遂
行セラレト云フコトガ絕對ニ必要ダ、斯
ウ考ヘル譯デアリマス、實ハ大臣ガ御見エ
ニナリマシタノデ、其ノ邊ノ御考ヲ承ッテ
見タイ、斯ウ考ヘマス

「ソ、ヴィエツト」式ノヤウニ見エルノデス、詰
リソコヘ青少年ヤラ……青年ガ多イガ、青
年ヲ多ク吸收シテシマヒマシテ、サウシテ
其ノ決議ハ多ク農村ノ者デスガ、地主ニ對
シテハ五割五分ヨリモ納メル必要ガナイト
云フヤウナ決議ヲシテ居ル、ア、云フコト
デ、今或地方ハ非常ニソレニ付テ揉メテ居
ル狀況ガアリマス、又是ハ大政翼賛會ノ或
偉イ人ダガ、名前ハ止シマセウ、ガ其ノ人
ノヤツテ居ルノハ、元ハ何トカト云フ名前
デシタガ、今ハ赤誠會ト云フヤウナ名前ヲ
以テマシテ、是亦堂々タル名前デ、堂々タル
綱領ヲ掲ゲテ居ル爲ニ、皆ソレニ迷ヒ込
デ居リマス、尙外ニモアリマスガ、斯ウ云
フヤウナ狀況デアリマシテ、國家ガ相當ナ
青少年ニ對シテノ施設ヲシマセヌト、如何
ニモ右翼ヲシクシタリ、如何ニモ健全ナル
團體ノ如キ皮ヲ被リマシテ、青少年ヲ惡イ
方ニ導イテ參ル傾向……デヤナйка、實
際ガアルノデス、サウ云フコトニナッテ
居リマス、是ハ日本ノ遠キ將來ヲ考ヘタ
場合ニハ、頗ル憂慮スベキ問題ト私ハ思フ、
若シモ青少年ガ立派ナ者ニナレナカッタト
シタトシタ時ニハ、國家ノ將來ハドウナル
カト云フコトハ敢テ申上ゲル必要ハナイト
思フ、是ハ御質問デアリマセヌガ、大藏
男爵ガ好イコトヲ仰シヤイマシタカラ、私
ガ豫テ考ヘテ居リマシタコトヲ此ノ際申上ゲ
テ置キマシテ、大藏當局トシマシテモ、斯
ウ云フコトニ付テハ、ドウゾ斯ウ云フ方面ニ
付テハ深キ御關心ヲ持ッテ載キタイト思ヒ
マシテ、甚ダ御無禮デゴザイマスガ申上ゲ
タ次第デアリマス

個人トシテモ、又責任者トシテモ非常ニ心
配シテ居リマスノデ、其ノ方面ノ當局トモ
能ク打合セ置ク次第デアリマスケレドモ、
最モ有效的ナ成果ヲ得マスレバ、出來ルダ
ケ……是ハ又相當ノ經費ト謂ヒマシテモ、
外ノ經費カラ見マスト大シタモノデハナイ
ト思ヒマス、比較的ニサウ多額ノモノデモ
ナカラウト思ヒマスカラ、十分其ノ方ニハ
財政ノ見地カラ致シマシテモ努力致シタイ
トハ考ヘテ居リマス、誠ニ同感ニ思ヒマス
○委員長(伯爵後藤一藏君) 他ニ御質疑ハ
ゴザイマセヌカ……ソレデハ昭和十二年法
律第八十四號中改正法律案外三件ノ御質疑
ハ終了致シマシタモノト認メテ宜シウゴザ
イマスカ

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記ヲ止メテ
○子爵立花種忠君 私ガ見レバチヨット

子爵立花 種忠君

下條 康麿君

男爵大藏 公望君

男爵水谷川 忠麿君

有賀 光豐君

土方 久徵君

澁澤 金藏君

野村 德七君

諸橋久太郎君

國務大臣

大藏大臣 河田 烈君

政府委員

大藏次官 廣瀬 豐作君

大藏省主計局長 谷口 恒二君

大藏省主稅局長 松隈 秀雄君

大藏書記官 河野 一之君

海軍主計大佐 爲本 博篤君

説明員

陸軍大佐 倉本敬次郎君

昭和十六年三月四日印刷

昭和十六年三月五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局